

議案第1号

運賃分科会設置要綱の一部改正について

令和8年6月11日提出

東広島市地域公共交通会議
運賃分科会
会長 帯刀 武史

1 提案理由

東広島市において、道路運送法第9条第4項に基づく協議会である東広島市地域公共交通会議運賃分科会（以下、運賃分科会という。）による協議運賃を適用している路線については、現状、軽微な変更が生じる度に運賃分科会を開催する必要がある。これにより、審議の長期化、事務負担の増加等、事業者・行政双方の負担となっている。

このような状況の中、国土交通省からの令和7年6月30日付事務連絡（資料3）により、事務負担の軽減等を図るため、協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方が示された。

これを踏まえ、運賃分科会の運営を効率化し、関係者の負担軽減及び生産性向上を図ることを目的として、運賃分科会設置要綱へ軽微な事案を記載する改正を行うため、ご審議いただくものである。

2 改定内容

別紙「(資料1) 新旧対照表」のとおり。

また、改定後の運賃分科会設置要綱は（資料2）のとおり。

3 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置

東広島市地域公共交通会議ホームページ（東広島市ホームページ）にて、運賃分科会での協議を要しない軽微な事案（案）について意見の募集を行った。

1. 募集期間

令和8年3月6日（金）～令和8年3月16日（月）

2. 閲覧方法

市ホームページで公開

3. 応募方法

電子回答（Microsoft Forms）から回答を入力

4. 意見書提出数

0件

4 運賃分科会設置要綱改定日（予定）

令和8年6月26日（金）

運賃分科会設置要綱（案） 新旧対照表（変更部分抜粋）

新	旧
（所掌事務） 第 2 条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。 （１）協議運賃に関すること。ただし、以下に掲げる事項は軽微な事案に該当し、運賃額に変更が生じない場合は協議対象外とする。 ア 均一運賃を適用する路線の定期運行又は不定期運行の系統において、以下のいずれかに該当する場合 （ア）系統変更を伴う停留所の新設や変更 （イ）路線の付け替え （ウ）一部延伸 （エ）フリー乗降区間の設定 ※ただし、競合する路線がある場合や、延伸により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。 イ 均一運賃を適用する区域運行において、以下のいずれかに該当する場合 （ア）乗降ポイントの新設や変更 （イ）運行区間及び運行区域の変更をする場合 ※ただし、競合する路線がある場合や、変更により当該運行が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。 ウ 工事、天災などの不可抗力等により一時的な迂回が生じる場合の路線等の変更 エ 新たな決済手段の追加、又は既存決済手段の機能追加 オ 回数券、企画乗車券などを紙媒体からデジタルへ変更する場合 カ 決済手段に係る乗車券取扱規則等の新設又は変更 キ キロ制運賃を適用する路線において、バス停を移設する場合 ※ただし、路線の新設または変更が生じない場合に限る。 （２）協議運賃に関すること。ただし、以下に掲げる事項は軽微な事案に該当し協議対象外とする。 ア 毎年恒例のイベント行事等に係る営業割引の実施 ※ただし、新たに開始するイベント等について、初回は分科会を開催し、毎年開催されるものであれば、2 回目以降は省略する。 イ 運賃の割引に該当するポイント還元（５％以下のものに限る。）を行う場合 （２） 3）その他分科会の目的を達成するために必要な事項	（所掌事務） 第 2 条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。 （１） 協議運賃に関すること。 （２） その他分科会の目的を達成するために必要な事項

新	旧
(協議内容及び結果報告) 第 1 0 条 分科会で協議した内容および結果については、東広島市地域公共交通会議へ報告する。	(新設)
(事務局) 第 1 0 条 分科会の庶務は、東広島市地域公共交通会議事務局において処理する。	(事務局) 第 1 0 条 分科会の庶務は、東広島市地域公共交通会議 事務局において処理する。
(その他) 第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が定める。	(その他) 第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営 に必要な事項は、会長が定める。
附 則 この要綱は、令和 5 年 1 2 月 2 1 日から施行する。 改正附則 この要綱は、令和 8 年 6 月 2 6 日から施行する。	附 則 この要綱は、令和 5 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

運賃分科会設置要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項及び法第9条の3第3項に規定される運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、東広島市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、運賃分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 協議運賃に関すること。ただし、以下に掲げる事項は軽微な事案に該当し、運賃額に変更が生じない場合は協議対象外とする。

ア 均一運賃を適用する路線の定期運行又は不定期運行の系統において、以下のいずれかに該当する場合

- （ア）系統変更を伴う停留所の新設や変更
- （イ）路線の付け替え
- （ウ）一部延伸
- （エ）フリー乗降区間の設定

※ただし、競合する路線がある場合や、延伸により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。

イ 均一運賃を適用する区域運行において、以下のいずれかに該当する場合

- （ア）乗降ポイントの新設や変更
- （イ）運行区間及び運行区域の変更をする場合

※ただし、競合する路線がある場合や、変更により当該運行が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。

ウ 工事、天災などの不可抗力等により一時的な迂回が生じる場合の路線等の変更

エ 新たな決済手段の追加、又は既存決済手段の機能追加

オ 回数券、企画乗車券などを紙媒体からデジタルへ変更する場合

カ 決済手段に係る乗車券取扱規則等の新設又は変更

キ キロ制運賃を適用する路線において、バス停を移設する場合

※ただし、路線の新設または変更が生じない場合に限る。

- （2） 協議運賃に関すること。ただし、以下に掲げる事項は軽微な事案に該当し協議対象外とする。

ア 毎年恒例のイベント行事等に係る営業割引の実施

※ただし、新たに開始するイベント等について、初回は分科会を開催し、毎年開催されるものであれば、2回目以降は省略する。

イ 運賃の割引に該当するポイント還元（5%以下のものに限る。）を行う場合

- （3） その他分科会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 分科会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- （1） 東広島市長またはその指名する者
- （2） 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3） 中国運輸局長又はその指名する者

(4) 住民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、次に掲げる期間とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(1) 前条第1号及び第3号に掲げる者にあつては、その職務に就いている期間。

(2) 前条第2号に掲げる者にあつては、当該協議運賃に係る協議が終了するまでの期間。

(3) 前条第4号に掲げる者にあつては、東広島市地域公共交通会議委員の任期と同様の期間。

2 委員は、再任することができる。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱又は解任されるものとする。

(会長)

第5条 分科会の会長（以下「会長」という。）は、第3条（1）に規定する者が務める。

(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、全会一致で決するよう努めるものとする。

4 会議は書面にて開催することができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 分科会において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第8条 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分に配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議内容及び結果報告)

第10条 分科会で協議した内容および結果については、東広島市地域公共交通会議へ報告する。

(事務局)

第11条 分科会の庶務は、東広島市地域公共交通会議事務局において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

改正附則

この要綱は、令和8年6月26日から施行する。

事務連絡
令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・ 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

以上